

鳥取市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第40号

鳥取市契約規則の一部を改正する規則

鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第21条の2の表を次のように改める。

(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。